小山市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金Ｑ＆Ａ

助成の対象となる方について

Ｑ：助成の対象となる人は？

Ａ：次の①～③のすべてに該当する方が対象になります。

　①小山市に住民登録がある方

　②助成の対象となる自転車乗車用ヘルメットを購入して使用する方

　③これまでこの助成金の対象になっていない方

Ｑ：近々小山市に引っ越す予定がありますが、対象になりますか。

Ａ：申請時点で小山市に住民登録がある方が対象となります。

Ｑ：近々小山市から市外に引っ越す予定がありますが、対象になりますか。

Ａ：申請時点で小山市に住民登録がある方は対象となります。

Ｑ：同じ人が複数回助成金の交付を受けることはできますか。

Ａ：できません。使用者1人につき、ヘルメット1個かつ1回限りの助成となります。

助成の対象となるヘルメットについて

Ｑ：いつ購入したヘルメットが補助の対象となりますか？

Ａ：令和5年4月1日以降に購入したヘルメットが対象となります。

Ｑ：インターネットで購入したが、購入日とは注文日と商品到着日のどちらになりますか。

Ａ：領収書の日付を購入日といたします。

Ｑ：商品券等を使用してヘルメットを購入した場合、補助の対象になりますか。

Ａ：領収書に金額が記載されているものが対象となります。

Ｑ：自動二輪車用ヘルメットを購入しましたが、助成の対象になりますか。

Ａ：自転車乗車用ヘルメットを対象としており、対象になりません。

Ｑ：新中学1年生は中学校用のヘルメットを購入するが、助成対象になりますか。

Ａ：ヘルメット着用を習慣づけするために全市民を対象に実施することから、助成の対象となるヘルメットであれば中学校のヘルメットについても対象といたします。ただし、助成金の交付は、ヘルメット使用者一人につきヘルメット１個かつ１回限りになります。

Ｑ：中古のヘルメットを購入しましたが、助成の対象になりますか。

Ａ：新品のヘルメットのみが助成の対象になります。

Ｑ：ヘルメットのカバー等付属品は助成対象になりますか。

Ａ：ヘルメット本体と一体の商品として販売されている商品はヘルメット全体の価格が対象になります。但し、付属品のみ購入した場合は対象外です。

安全基準について

Ｑ：安全基準とは何ですか。

Ａ：自転車乗車用ヘルメットは使用者自身が転倒または衝突した際に頭部を保護することを目的に作られています。各国で様々な規格が設けられ、各々衝撃吸収性能等の使用条件に合わせた性能値を有しているかといった基準等が設けられており、その基準等を安全基準と呼ばせていただいています。

　　それぞれの安全基準の認証等を受けた自転車乗車用ヘルメットには認証マークが付されていますので、安全にヘルメットを利用するために、それらのマークがついているかご確認ください。

Ｑ：認証マークにはどのようなものがありますか。

Ａ：ＳＧマーク、ＪＣＦマーク、ＣＥEN1078マーク、ＧＳマーク、ＣＰＳＣマークなどがございます。ＣＥマークの自転車用ヘルメットには「ＥＮ１０７８」の表記がありますのでご確認ください。

必要書類について

Ｑ：申請書はどこでもらえますか。

Ａ：小山市役所２階市民生活安心課やホームページからダウンロードできます。

Ｑ：申請の際に必要なものはなにですか。

Ａ：申請書、領収書等の写し、安全基準が確認できるものの写し、本人確認書類の写し、振込口座記載の際に確認できるものが必要になります。

Ｑ：本人確認書類には、どのようなものがありますか。

Ａ：運転免許証、パスポート、個人番号カード（個人番号は消す）、住民基本台帳カードの他、健康保険証、年金手帳、高齢受給者証、介護保険被保険者証などです。

Ｑ：領収書の宛名が申請者本人ではなく、家族の名前になっている場合は有効ですか。

Ａ：宛名は申請者本人としてください。但し、未成年者のヘルメットを購入した場合は保護者の宛名でかまいません。

Ｑ：子ども（未成年者）のヘルメットを購入した際の領収書の宛名は誰が良いですか。

Ａ：宛名は子ども（未成年者）、もしくは保護者としてください。

Ｑ：領収書等に印がない場合は無効ですか。

Ａ：印のない様式が正式なものであれば有効です。

　　「印なきものは無効」等の標記があるものについては押印が必要になりますので領収書等をご確認ください。

Ｑ：ヘルメットを購入した店舗では、レシートしかもらえませんでした。これを「領収書」として申請できますか。

Ａ：代金の支払い手続きが完了したことを証明する書類として、次の内容が確認できる書類があれば申請できます。

・申請書又はヘルメット着用者の氏名

・領収日

・領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）

・店舗名

・購入品名

Ｑ：領収書に必要事項の記載がない場合、どうすればよいですか？

Ａ：レシート等で必要事項が確認できる場合は、領収書と併せてその写しをご提出ください。

Ｑ：以前に購入したが、領収書はもらっていない。どうしたらよいか。

Ａ：助成制度開始前のものである場合、ヘルメットを購入したことが確認できるレシートに、購入日、購入金額、購入店名、商品がわかる記載があれば、使用者の氏名を記載していただいて確認書類とすることができます。

Ｑ：レシートもない場合はどのように確認するのか。

Ａ：確認書類が必要になります。レシート等、ヘルメットを購入したことが証明できる確認書類がない場合は助成できません。

申請方法について

Ｑ：どのような申請方法がありますか。

Ａ：申請の受付は、市民生活安心課窓口（郵送可）、またはインターネットになります。

　　窓口は市役所開庁日のみとなり、受付時間は午前８時３０分から午後５時１５分までとさせていただきます。

　　インターネットや郵送の場合、記載事項の確認などでご連絡する場合がありますので、申請書に日中に連絡のつく電話番号等をご記入ください。また、不備等がある場合は不足書類を追加で郵送いただく場合や、市民生活安心課窓口にお越しいただく場合がありますので、郵送等の前に不備がないか今一度ご確認ください。

Ｑ：市民生活安心課窓口での申請は土日祝日でもできますか。

Ａ：窓口での申請受付は、市役所開庁日のみとなります。また、受付時間は午前８時３０分から午後５時１５分までとさせていただきます。申し訳ございませんが、来庁での申請が困難な場合は、インターネットや郵送にて申請してください。

Ｑ：郵送で申請した場合の注意点はありますか。

Ａ：郵送の場合、記載事項の確認などでご連絡する場合がありますので、申請書に日中に連絡のつく電話番号をご記入ください。また、不備等がある場合は不足書類を追加で郵送いただく場合や、市民生活安心課窓口にお越しいただく場合がありますので、郵送前に不備がないか今一度ご確認ください。

　＜宛先＞

　〒３２３－８６８６　小山市中央町１丁目１番１号

　小山市役所 市民生活部 市民生活安心課 交通対策係

　※封筒、切手はご用意ください。

Ｑ：子どもが複数人いますが、まとめて申請できますか。

Ａ：一人の対象者に対し１枚の申請書の提出が必要になります。

Ｑ：申請書は、代筆やパソコン入力でもよいですか。

Ａ：代筆やパソコン入力でも結構です。但し、申請書内の申請者氏名は本人が記入してください。

Ｑ：夫婦で２個のヘルメットを購入したが、一緒に支払いし、領収書の宛名は夫になっています。夫婦ともに助成を受けられますか。

Ａ：領収書は夫婦別々が望ましいですが、やむを得ない場合は、ヘルメット購入単価がわかる領収書であれば、領収書の写しに該当するヘルメットを明示の上、使用者を明記することで申請可能です。

助成金について

Ｑ：助成金額を教えてください。

Ａ：3,000円になります。ヘルメットの購入金額が3,000円未満の場合はその購入金額になります。

Ｑ：通販で購入した場合の送料は対象になりますか。

Ａ：送料、手数料は対象になりません。

Ｑ：助成金はいつ受け取れますか。

Ａ：月末を締め日として、翌々月中旬の振込を予定しております。

　　書類に不備があった場合や申請件数過多の場合は遅くなることがございます。あらかじめご了承ください。

Ｑ：予算がなくなった場合、年度途中でも助成金は受けられないのですか。

Ａ：助成金は予算の範囲内での交付のため、予算がなくなり次第終了となります。できうる限り予算確保に努めてまいりますが、あらかじめご了承ください。また、終了時期は申請件数によるため、明確に判断できません。早めの申請をお願いします。

その他

Ｑ：なぜ自転車用ヘルメットの助成をするのですか。

Ａ：自転車乗車中の死亡事故では、約６割が頭部に致命傷を負っているというデータがあり、ヘルメットには交通事故の被害を軽減する効果があります。

　また、ヘルメットなしの場合、ヘルメットありに比べて平成30年から令和4年までの5年間の合計で約2.1倍、致死率が高くなっています。